

熊本市人権教育・啓発基本計画推進会議議事録

日時：令和5年 8 月 7 日（月）14:00

会場：議会棟 議運・理事会室

1 開会

2 議事

- ・令和 4 年度(2022 年度)の施策・事業実施状況に対して出された意見への対応について
- ・熊本市人権教育・啓発基本計画の中間見直しに対するご意見・ご要望について

3 その他

4 閉会

《議事の要旨》

【前田座長】

それでは、本日、二つ議事がありますので、まず最初に移らせていただきます。この会議、は例年同様熊本市における人権に関する施策の推進状況について評価や意見を述べるとともに、取組みに対する提案を出していくことと、そして、今年度が基本計画の中間見直しの年となっております。その見直しに対する意見を述べるのが役割となっております。どうぞ皆様、活発な意見を出していただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本会議の終了は午後 4 時を予定しておりますので、皆様、活発なご意見をよろしくお願いいたします。

それでは、次第にありますように、まず 1 番「令和 4 年度の施策・事業実施状況に対して出された意見への対応について」意見交換をしていきたいと思います。

この件につきましては、資料 1-2 に示されておりますようにたくさんのご意見を各委員の方々からいただきました。これにつきましては、本来でしたら全部にお答えいただくというのが筋なんでしょうけれども、重なりとかもございますので、こちらの方で事務局と打合せをいたしまして、黄色で色付けされた質問を中心に議事を進めていきたいと思っておりますけれどもよろしいでしょうか。

-承諾-

ありがとうございます。それではそのように進めていきたいと思います。

なお、事務局から説明がございましたように、新型コロナウイルス予防の観点から出席を限定しているとのことでございます。もし回答内容に不足などがある場合は、これから議事を進める中で回答が難しいなどのこともあるかと思います。その場合には、後日文書で回答することとしておりますので併せてよろしくお願いいたします。

それでは、令和 4 年度の施策・事業実施状況に対して出された意見の対応について、議事を進めてまいります。

まず最初の 5 番、こちらについての回答をよろしくお願いいたします。

【こころの健康センター】

(1)(前田委員から出された自死遺族への支援についての質問に関する回答)

ご質問が「当事者の支援は欠かせない重要事項だと考えます。残存する課題に挙げられていますが、今後、地域住民の理解を深めるような取組としてどのようなものが予定されているのでしょうか。」というご質問でございました。

回答といたしましては、自死遺族への理解を深めて支援の推進を図るために、相談機関および医療機関、教育機関などの職員を対象とした自死遺族支援者研修会を年に1回実施しており、今年度は10月20日に予定しております。

例年、自死遺族支援団体で支援者として活動されております自死遺族当事者を講師として招き入れまして、自死遺族当事者でありながら支援者でもあるという双方の立場からの講話ができる講師であるため、自死遺族に関わる支援者にとって有意義な研修会になると考えております。

今後も地域住民の理解を深めて当事者への支援に繋がるよう、研修会を実施していきたいと考えております。

【前田座長】

ありがとうございました。ただいまの回答につきまして、委員からご意見はございませんか。

この当事者への支援というところでは、当事者のご家族の方とか、残された方とかがお集りになれるのでしょうか。

【こころの健康センター】

研修会の前日にグループミーティングを行っておりまして、その後、研修会を行うということをやっています。

【前田座長】

こころのケアが重要だと思うんですけれども、実際に参加される方はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

【こころの健康センター】

参加される方はそう多くはないんですけれども、やはりご家族だったり、身近な方がこういうことで亡くなられたということになりますと、自ら言ったりとか、周りに自ら伝えたりということはされない方もいらっしゃいますし、あまり深く聞かれてもということもございますので、当事者たちがお話になると気持ちが分かり合えるというところはグループミーティングが大変役に立っているのではと思います。

【前田座長】

ありがとうございます。委員の皆様からいかがでしょうか。

このような形で進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では次に 8 番につきまして、国際課の方から外国籍の児童や日本語習得が必要な児童が在籍している件について。

【国際課】

(8)(松永委員から出された外国籍の児童や日本語習得が必要な児童への対応について)

学校にも外国籍の児童や日本語習得が必要な児童が在籍しているということで、今後、台湾をはじめ、外国の企業参入が増えると予測されているため、ますます対応が必要になってくる。児童・生徒だけでなく、外国人に対しての理解を深めることが大事になってくるのではないかと。また、外国人の方が安心して生活できるような手立ても必要だと思われるというご意見でございます。

国際課では、国際交流会館がでございますけれども、そこで多文化共生に関する事業を行っております。この中で、まず、外国人の方への理解を深めるため、2点ですけれども、在住外国人の方に講師になっていただきまして、異文化交流の講座、文化の違いなどを紹介する異文化理解の講座だったり、あと外国人の方と円滑にコミュニケーションをとることができるように日本人向けに各区で「やさしい日本語教室」を開催しております。

また、外国ルーツの子どもの方が安心して生活するための支援ということで2つの事業を挙げております。日本語指導が必要な外国籍児童・生徒を対象に日本語学習支援やおるがったステーション事業と、未就学者児童や小学校低学年を対象とした日本語を支援するおるがったキッズ事業というものを実施しております。

また、日本の教育システムとか、高校受験の際の特別措置などについて説明する指導ガイダンスなども実施しているところです。

外国籍の児童や生徒に限らず、日本語習得が必要な外国人の方向けに日本語教室の実施など、熊本の生活に早く慣れていただきて豊かな生活ができるように会話とか生活習慣を学ぶ機会を設けているところでございます。

国際交流会館2階には、在留外国人の方向けに「外国人総合相談プラザ」を設けておりまして、生活に関する困りごとだったり、労働相談とか日時を決めて相談会を実施したりするなど、様々な取り組みをしております。

もし、困りごと等ありましたら、国際交流会館の方をおたずねいただければというところで対応させていただきます。以上でございます。

【前田座長】

ありがとうございます。委員の皆様からいかがでしょうか。松永委員。

【松永委員】

私が出した質問なので。学校の現状としては、今用意してあるものだけではとても追いつかないのが現状です。日本語が話せない外国籍のお子さんが転入してきた場合、担任する方も言葉が通じないというのは、非常に難しいところがあります。

子どもたちは慣れてくると早いんです。そういったところにこういったシステムがあったとしても、実

際、現実としては、この程度と言ったら失礼ですけど、やっぱり現場はとても困っているという現状がありますし、今、こういう国際化も進んでいるとは言いながらも、言葉の壁、文化の壁っていうのは、思いのほか大きかったりするものです。特に最近は外国籍のお子さんが入ってくる現状が増えてますので、何か待っていて、できることではなくて、少し動いていただけるようなものがあると、「そこにありますよ」「国際交流会館にありますよ」って言ってもなかなか行けない現状だと思います。何かしら、今の外国籍の方が増えてきているっていう現状に応じて、していただけるものがあると学校現場も、保護者もお子さんも助かるんじゃないかなと思ったところです。

【国際課】

ありがとうございます。学校現場では教育委員会との協力というのもやっぱり欠かせないのかなと思っています。

今回は国際交流会館の紹介になっておりますけれども、外国人の方が多い黒髪小学校とか桜山中学校とかの日本語指導拠点校として、専門の方を置かれて指導ということもありますけど、きめ細かな対応になりますとまだ、課題が多いのかなと思っていますところでございます。

また、そうかと言って、マンパワーも限られる中、どのような対応ができるのか、なかなか難しい問題もあるのかなと思っていますところで。

国際交流会館は一つ大きな拠点で、拠点性があるというのも熊本市の特徴というところもありますので、その力も活かしながら、普段から連携している部分もあると思いますが、各学校とももう少し連携を深めながら対応していきたいと思っています。

【前田座長】

他はいかがでしょうか。米澤委員。

【米澤委員】

私どもの保育園や認定こども園に限らず、今や外国のお子さんがおられることも珍しくありません。そのお父さんが外国の方で「私に子どもさんたちへ会話の指導をさせてもらえませんか。」という申し出があり、お願いしてもう1、2年になるという話を耳にしたことがあります。子どもたちが外国語に関して、とてもスムーズに取り組んでいるそうで、そういう保護者の方とか周りの方をうまく取り込んで交流を深めていくのもいいんじゃないかと思います。

いろんな問題もありますけど答えもたくさんありますので、よかったら市の方も現場の方を少し覗いていただけるといいなと思っています。

【国際課】

ありがとうございます。

先ほど申しました地域の日本語教室でも、箇所数は限られていますが各区に1カ所ずつはありまして、そこでボランティアの育成ということであったり日本語を教えることもありますけど、今後、いろいろご紹介等もさせていただければと思っています。

【前田座長】

他はいかがでしょうか。

【加藤委員】

学校現場で先ほど大変だという話があったんですが、教育委員会との連携をとりながらということですけども、公設公民館でも何かこういうアドバイス、対応出来ないのかなあと感じたものですから。もしそれができれば少しでも、それで十分とは思いませんけれど、できる可能性があるならばやってみてもいいかなと感じました。

【国際課】

ありがとうございます。

先ほどの地域日本語教室も公民館での実施の方も考えたりしております。あとは企業さんから呼ばれて、生活ガイダンスを教えに行ったりすることもあります。こちらはニーズに応じてということになりますが出向いての対応もできればと考えております。ありがとうございます。

【前田座長】

はい、谷口委員。

【谷口座長】

基本的なことですが、熊本市に在留されている外国の方に対して、先ほどおしゃった国際交流会館であるとかの周知はどのようにされているんでしょうか。

【国際課】

国際交流会館自体の周知といいますか、そこでの事業とか取組につきましては、ホームページとか市政だよりとかで周知してあります。あと在留外国人方にメーリングリストに登録いただいて、そこから防災の情報だったりいろんな情報をメールで流したりということだったりがございますが、主に事業や熊本市の取組として紹介することが中心となっております。

【谷口委員】

続けてすみません。地域に住むとなりますと、いろんなことで生活していくわけですので、ごみ出しとかいろいろありますね。そういったことから、きちっとある程度外国の方が理解しなければ、地域の方たちとトラブルが起きたりとかいろんな苦勞もするのかなと思ったりもしますので、その辺のところもできたらよりお互いが共に生きていけるかなっていうところでございますので、よろしくお願いします。

【国際課】

ありがとうございます。

ごみ関係についても YouTube を出したり、4か国語対応のカレンダーを作ったり、いろんなことをやっていますけど、なかなか浸透していない部分もあります。あと、転入される外国人の方には多言語のガイド等をお配りしています。例えば、黒髪校区に国際交流会館の職員が行かれて、そこで日頃、外国人の対応をしない方向けに話に行ったりとか、やっているんですけど、やはりおっしゃるとおりなかなか浸透しない部分があるかなというところでございます。ありがとうございます。

【前田座長】

ありがとうございます。

熊本大学もたくさん御迷惑をおかけしておりまして、なかなかお互いの理解を深めるって難しいところだなというふうに思います。

また、TSMCのことで先ほども言われたように、国際というと英語教育というような感じと思われるんですけど、今すぐ中国語の教育を進めていくのに、学校教育として教員養成の、こちらは教育委員会の方になると思うんですけど、やはり、その辺りの体制がどのような検討をされてるのかっていうあたりを含めて、あとは、地域の方々との連携、いろんな人たちを活用してということになるのかなと伺っております。その辺りはいかがでしょうか。

【国際課】

先生たちの教育だとやはり教育委員会、あと各大学等でもたぶん色々試行されているんでしょうけれども、こちらでは、そこら辺まではわかっていないところもありますが、先ほどから出ています地域が担う役割も大きいのかなと思います。今年、私は龍田に行って住んでいる方と意見交換をする機会があったんですけど、地域の方も受け入れる力がないといけませんし、地域特性によっても対応方法は変わるのかなと思います。

また、様々なところと今後とも連携していきたいと思っております。

【前田座長】

よろしくお願いいたします。ほかはよろしいでしょうか。

【民長委員】

子どもさんと一緒ですね、こちらのほうに来られたり、仕事で来られたり、家族の方とかでよく聞くのが「孤独」になってしまうという、在住の方の意見を聞きます。

そういった方々の気持ちのケアっていいですか、そういうのも考えていただければと思いましたが、お願いいたします。

【前田座長】

そうですね。そういう集まりの機会であるとか、そういうところも重点的に取り組んでいただければというふうに思います。ありがとうございます。ほかはよろしいでしょうか。

では、次に移らせていただきます。次10番、ヤングケアラーについて。

【保育幼稚園課】

(10) (米澤委員からヤングケアラーの関係の研修についての質問に回答)

保育幼稚園課でございます。10番のヤングケアラーの研修についてご説明を申し上げます。

保育幼稚園課におきましては、市内の公立、私立、こども園等の先生方を対象に様々な研修を計画、主催しているところでございます。

特に御承知のとおり、近年、報道等で不適切な保育等をお聞きになってると思います。

それをもって、私どものほうで研修内容の中に人権教育、保育について取り入れているところでございます。

本日御意見いただきましたヤングケアラーについての研修会でございますが、資料11ページに記載してありますとおり、令和5年1月27日に、公立、私立保育所、認定こども園等の先生方、約100名を対象にして、本市の子ども政策課の社会福祉主事を講師としてリモートで研修会を開催させていただきました。

内容につきましては、ヤングケアラーの実態、ヤングケアラーが担っていることとお手伝いとの違い、また、子どもの権利からの観点、ヤングケアラーに気づくためのポイント、ヤングケアラーおよびその家族を支える関係機関などの説明をしたところでございます。

受講された先生方に好評であったと伺っているところでございます。これからも人権教育、保育の内容を研修に盛り込みながら行っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

【前田座長】

ありがとうございます。今のご説明に対して、米澤委員いかがでしょうか。

【米澤委員】

どうもありがとうございました。

本当に研修を受けて、実態を知らない先生方も多かったので、とても勉強になりました。特にコロナ禍でこういうリモートで勉強することができるという、やはり先生方はなかなか時間を空けて研修に行くことができませんが、リモートになったことで、本当にたくさんの方が学ぶことができました。皆さん喜んで今からも、学びながら子どもたちを指導していきたいと思っていると言っていました。

ありがとうございました。

【前田座長】

他にご意見はございませんでしょうか。甲斐委員、お願いいたします。

【甲斐委員】

ヤングケアラーは、市のほうとしては人権擁護の観点からヤングケアラーを無くしていきたいという方向性なのかなと思うんですけども、このヤングケアラーの実際やってる子どもたちというのは親孝行というか家族の絆、家族を大事にしたいと思ってやっている、そこをどのように理解させていくのかなと思って。そういうものって本人は家族のため、親孝行と思ってやっているの、そこを根底か

ら変えるものなので、質問しました。

【保育幼稚園課】

はい、ありがとうございます。

保育幼稚園課は保育園の先生方、幼稚園の先生方が対象になるヤングケアラーの研修を行ったわけですが、ヤングケアラー自体はこども家庭福祉課が担当しておりまして、内容につきましては改めて回答させていただきたいと思います。

【甲斐委員】

わかりました。

【村山委員】

ヤングケアラーについてですが、私は民生児童委員ですけれども、今度8月30日の日に熊本市の中に民生委員2300人いますけれども、各校区の74校区の会長会があります。この時ヤングケアラーの話を講演していただきますので、我々も民生委員と同時に児童委員ですので、やはりそういうヤングケアラーのことも民生委員全員にも知ってもらいたいということで講習を受けることになって、我々も理解をもっと深めたいと思ってますので、8月30日の講習を楽しみにしております。一言お礼を申し上げます。

【前田座長】

他にございませんでしょうか。

そのヤングケアラーがどのくらいいるのかという把握は、こども政策課なんでしょうか。

【保育幼稚園課】

現在は、こども家庭福祉課です。1月当時は子ども政策課が担当はしているんですが、1月に行われました会議資料の内容としましては、全国の中学2年生で3.3%、全日制の高校2年生の2.0%がヤングケアラーでいらっしゃるということで、全国ですので3.3%、2.0%という数字は、かなりの数字になるのかというふうに考えています。

【前田座長】

それで、保育幼稚園課は一般の方々や保育園の先生方にヤングケアラーとはどういうものだという啓発みたいなのところなんでしょうか。立ち位置は。

【保育幼稚園課】

保育幼稚園課の立ち位置は、研修の内容の中の一つとして子ども政策課の担当の方にヤングケアラーの話をしていただいたという経緯でございまして、保育幼稚園課はヤングケアラー自体の担当ではないんですが、やはり保育園幼稚園の先生方にも、ヤングケアラーのことで、子どもたち

のことも知っていただきたいという内容で研修をさせていただいたところでございます。

内容に関しましては、申し訳ございませんが、また、私のほうを通じてこども家庭福祉課の方にお聞きしまして回答したいと思っております。

【前田座長】

甲斐委員のご質問と重なるところとは思ったんですけども。

【保育幼稚園課】

それも含めてですね。ありがとうございます。承知しました。

【前田座長】

他はいかがでしょうか。

【松永委員】

先ほどおっしゃいましたけれども、ヤングケアラーが全て悪いかっていうと、その子がいなければ、家庭がなりたないってケースもあります。私も学校にいますので随分関わったことがありますけれども、本当にそれを外してしまったらこの家庭はどうなるんだろうかというふうなところも実際見えてきます。そういったときに、保育幼稚園課のほうで研修されたということで理解を深めるというのが、学校関係、幼稚園関係は必要になってくるかと思いますが、でもそのあとのつながりが重要で、そういったものがあってどう対応していくかということは、市全体でどう対応していくか、そういう家庭があったときに、私が関わったケースは、地域のいろんな人たちと手を入れたという現状がありました。そういう体制を市全体でとっていかないと、単発で学校行かないよっていうだけではいけない部分もあるし、親へのいろんななかかわり方であるとか生活のサポートであるとか、そういったことも含めてヤングケアラーの問題は対応していくことが必要だと思います。こういった話題が上がったところから、少し市の連携も深まっていくと嬉しいなということで発言させていただきました。

【保育幼稚園課】

ありがとうございます。

最終的には、そのお子様がどこにつながるか、その家族がどこにつながるか、その関係機関につながるかという形が一番いい形、望ましい形になるために我々が支援をしなければならないのかなというふうに考えているところでございます。ありがとうございます。

【前田座長】

ありがとうございます。連携していくってところですね。ありがとうございます。

よろしいでしょうか。では続きまして、13番。高齢者に対する人権問題。高齢福祉課、お願いいたします。

【高齢福祉課】

(13) (加藤委員から出された認知症サポーター等についての質問に回答)

はい、高齢福祉課でございます。よろしくお願いします。

ご質問の方ですけれども、認知症サポーター養成事業について、実績・効果等具体的にお知らせくださいということで、それについてお答えいたします。

認知症サポーター養成講座によるサポーターになられた方は、令和4年度末時点で106,742人、人口比では14.6%となりました。これは政令指定都市の中では一番多い数字となります。

養成講座には小学校から老人会まで幅広い年齢層からの申込みがあります。認知症サポーターとは何か特別なことをやる人のことではなく、認知症について正しく理解し偏見を持たず、認知症の方やその家族に対して温かい目で見守る、応援者のことですが、養成講座を受けられた団体の中には積極的な活動も広がっています。例えば、地域住民による見守り会議の開催であるとか高齢者への声かけ訓練、地域の見守り訪問、傾聴ボランティア、小中学生による高齢者宅訪問、認知症の人やその家族が気軽に過ごす認知症カフェのお手伝いなどです。

認知症サポーター養成講座については、近年、問い合わせも多く関心が広がっていますが、中学校と企業の養成が若干少ないため、教育委員会との連携や企業向け啓発冊子を作成し周知等に取り組んでいく予定でございます。以上になります。

【前田座長】

今のご回答に加藤委員、いかがでしょうか。

【加藤委員】

ありがとうございました。

認知症サポーター養成事業は非常にいい取組だということでしたんですが、ここ2、3年、コロナ禍でこの事業も停滞してるし、地域では、受講者10万6千人とおっしゃったですね、そういう方々の活動発揮の場というか、どこでしなくてはということではないが、それぞれの家庭でそういう方々がサポートしてくれればいいんですけども、もっと輪を広げるためには各地域での取り組みが必要かなと感じたところです。

地域活動というのは、現在ですね、私は今、地域の祭りをやったりとか、今、4年ぶりの祭りとか始めたんですけども、とにかく今、地域では、地域活動全体がもう危機的な状況です。

私それでも、439あった団体の中で、もう3年間でですね、9くらいの団体が消滅したというか、活動を停止したとかいうこともありますし、そういう地域の中での活動の中に、このサポート事業も根付いていくと、まだ、輪が広がるかなということで、私はできるだけ自治会の活動、地域公民館連絡協議会の中に入れたらいいなと思ったもんですからお聞きしたところです。

役所でもできるだけ、またこれから先も取組をしっかりとってほしいなということです。以上です。

【高齢福祉課】

ありがとうございます。

今後、認知症サポーターが新たな力を揮う場としまして「チームオレンジ」の取組を推進していきたいと考えております。「チームオレンジ」というのは、近隣の認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族の困りごとに対して支援を行う取り組みでありまして、具体的には、外出支援、見守り、声掛け、話し相手、認知症の人の居宅に出向く、出前支援等が考えられています。

国におきましても 2025 年、令和 7 年までに全市町村で「チームオレンジ」を整備することを目指しておりまして、本市におきましてもモデルとして、今年度一つ目のチームを整備する予定でございます。

【前田座長】

他にご質問ございませんでしょうか。

この認知症サポーターっていう人たちが個別に入っていくこともあるんですか。先ほどちょっと外出支援とかというようなお話があったんですけども。

【高齢福祉課】

基本的には養成講座自体が、団体からの申込になりますので、その団体さんが何かできないかということで積極的な活動支援をされているような状況です。

【前田座長】

その養成された方々っていう人たちの活動の場っていうところでは、個別に入っていられることもあるんですか。

【高齢福祉課】

そうですね。高齢者宅を訪問したりとかですね、お話だけを聞く傾聴ボランティア、そういった活動もしています。

【前田座長】

何か今回、コロナでいろんな高齢者への対応というところでいろんな規制があったんですが、そのあたり、どのような工夫をされているんでしょうか。

【高齢福祉課】

確かにコロナになってからご質問とおりに難しくなってきましたので、その期間は、かなり活動する人は減りました。リモートでの会議とか工夫をされてやられたみたいです。

【前田座長】

いかがでしょうか、他に。

【村山委員】

高齢者の見守りといいますと、私たち民生委員が中心になって、各校区の自分たちのテリトリーの70歳または75歳のお一人暮らしの方を中心に見守りを行っておりますけれども、それでもなかなか手が回らないこともありまして、一般の人、お子さんでも余裕のある方がちょっと高齢者とかに少し関心を持ってもらって、我々民生委員と一緒にそういう目を向けてもらいたい。お子さんたちが、今習えば、将来の大きくなった時に社会人になったとしても高齢者の対応に理解を示すだろうということで、そういう場を広げていこうという運動じゃないかなと思うんですね。

だから、我々民生委員にとっても、そういう認知症のサポーター養成をやっていただくというのは本当にありがたいことだと思っております。

【高齢福祉課】

ありがとうございます。ぜひ民生委員の方々とも連携してやっていただければと思っております。

【前田座長】

今はそういう連携というのがないですか。

【村山委員】

特にそういう連携で、サポーターの人と一緒になんかこうっていうのはないんですけども、地域で例えばちょっと挨拶してもらったりとか、ちょっと気づいてもらうとか、そういうことで広げていければと思っていますので、やっぱり見守りというのは、私たち民生委員が中心になるべきだとは思っております。

【前田座長】

ぜひ、連携を強化していただければと思います。

【高齢福祉課】

よろしくお願いします。

【民長委員】

今、団体でこれを受けるっていう形なんですけど、個人とかではないんでしょうか。個人で何か受けられるということはないんですか。

【高齢福祉課】

一応サポーター養成講座になりますので、そこに出向いて研修を一定の時間してサポーターになっていただくという流れになります。個別のやり取りというのはございません。

【民長委員】

団体で受けるという形なんですね。例えば、自分が研修を受けてサポーターになりたいけれど自

分がどこにも属していないから受けられないという形の人が、研修を受けることができないのかなと考えたのでご質問させていただきました。

【高齢福祉課】

個別の相談があった場合は、ある程度まとまった数が集まれば、研修を行うことはできます。基本的には団体からの要請が多いんですけども、個別の相談にも必ず乗るようにしています。

【民長委員】

ありがとうございます。

【加藤委員】

団体で校区社協あたりで何かそういう対策っていうのは幾つかありますか。校区社協でサポート養成事業というか講習会みたいなものを。例えばそちらに講師派遣依頼があったりして派遣するか、そういうのはないんですか。

【高齢福祉課】

認知症の養成講座というのは、認知症養成キャラバンと言いまして、認知症サポーターキャラバンで研修を受けられた方は、さらに、キャラバンメイトという研修を受けてもらいます。キャラバンメイトになられた方に逆に講師になっていただくということになりますので、今、具体的に校区社協から依頼があったかという把握はできてないんですけども、基本的にはキャラバンメイトになっていた方が、次々に講師をどんどん広げていっていただいて、裾野を広げていくという活動となっています。

【加藤委員】

今、民生児童委員の方がそういう見守りをやってるという話だったんで、それぞれ校区では、校区社協を、私は川上ですがその中には、民生委員さんと社協というのは、どっかで一体化してるもんですから、民生委員と社協と一緒にあって、例えば1年に1回ぐらい、そういう講習会があって、そういう意識を持つということもいいのかなと今思ったもんですから、そういう団体があったときに、どっかに依頼すれば、プログラムと指導とかできるのかなと思ったので。そのことは、また個別に相談します。

【高齢福祉課】

相談いただければ、当然、サポーター養成講座等対応していきたいと考えております。

【加藤委員】

ありがとうございます。

【前田座長】

はい、佐々木委員。

【佐々木委員】

個人的には、養成状況で大学が10%と低いところが少し気になっていて、中学校とか高校とかよりも比較的間があるはずの大学時代に少ないっていうのは、なかなか若い世代に関心が広まってないということでもあるのかと思っています。

学校にもよるでしょうけど、学科全体で受けたとか、単位に入れたりすると、認知症サポーターになる若者が増えるんじゃないのかなと思いました。

【前田座長】

その点はいかがでしょうか。

【高齢福祉課】

やはり一番多いのは小学校、次は高等学校になりますけども、学校の課題や研修とかそういった形でサポーター養成講座を申し込まれる学校が比較的多いと思います。

中学校は少なくなってきました。ここは受験とかの絡みかなと思いますので、是非ここは先ほども申し上げた教育委員会とも連携して、あと高等学校に関しましても、そういった形で連携を深めて啓発活動を広げていきたいなと考えております。

【前田座長】

例えば大学の場合は、教養とかのところで養成してもらおうとかですね、積極的に働きかけていけばいいかと思います。

【佐々木委員】

例えば、福祉系の学部とか、心理系の学部とか割と認知症を習うような学科があると思うので、そういうところの学生さんなら勉強にも役に立つのではと思うので、将来そういう職に就く可能性が高いかなと思います。

【前田座長】

先ほど個人でということもありましたので、恐らくサポーターの研修会のやり方というのは、まだまだ検討のしようもあるのかなと思いますので、是非民生委員さんとかいろんな方々との調整の中で研修のやり方についても、さらに工夫していただければ有難いなというふうに思います。

【高齢福祉課】

ありがとうございます。

そうですね、今後とも、いろんなやり方を考えていきたいと思っています。

【前田座長】

よろしくお願いいたします。他によろしいでしょうか。

よろしければ、15 番に移ります。性的マイノリティに関するところで男女共同参画課お願いいたします。

【男女共同参画課】

(15) (門田委員から出された性的マイノリティについての意見に回答)

男女共同参画課でございます。

性的マイノリティの方に関する効果的な啓発事業の継続についてお答えいたします。

本市では、性的マイノリティに関する理解促進について、これまでも出前講座、市民向け講演会、職員研修、性的マイノリティの当事者や支援団体と市の関係課の意見交換会を実施するなど、取り組んでまいりました。

今年6月にいわゆるLGBT理解増進法が施行されたことに伴いまして、今後、国で基本計画や運用指針、ガイドラインが作成されることとなっております。

本市では、国との連携を図りつつ、性の多様性が尊重され、誰もが一人の人間として、互いの人権が等しく尊重されるよう、今年度は、これまでの取組に加えまして、避難所運営において性の多様性に配慮できるように避難所担当職員を対象とした研修ですとか、市政だよりを活用した性的マイノリティに関する啓発記事の掲載などを予定しております。

今後ともより効果的な意識啓発に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

【前田座長】

ありがとうございます。今、いろんな報道とかもありまして、かなり皆さんのその辺りの関心というのも高まっているのかなと思いますが、門田委員いかがでしょうか。

【門田委員】

ありがとうございます。

女性トイレの使用制限とかってというのが一番身近で、すぐそこにある人権なんだけども気づけなかったのですが、こういった判決出たということで、まずそもそもトイレを増やさなきゃいけないのかというのが第一印象です。判決の範囲は、公衆の出入りがない事業所でのトイレの利用に関して、各企業などもパブリックなところであまりトイレを持ってないので、自社でもやっぱり検討したんですけど、そういったときに単純に女性トイレの使用という部分だけを見てみると、トランスジェンダーの方々の自己責任であるとの考え方が安易に出てくる一方で、でも判決文をきちんと検討してみると、なかなかトランスジェンダーの方の苦しみというのは、やっぱりすごく表現されておられて、その苦しみを知ったうえで寄り添って対応しなければならないと考えた次第ですが、そういったところを市民の方に共有するっていうのは、どうすればいいのかなっていうのは思ったところであります。

今回、先ほど、お答えいただきましたことにつきましては、なるほど、避難所についても周囲の方に

研修するっていうのは、よくやっぱこういうところでも問題が起きるなっていうふうに思いましたんで、今後、LGBT の問題というのは国も検討していくことになるかと思いますが、これからもよろしくお願いいたします。

【男女共同参画課】

ご意見ありがとうございました。

性的マイノリティの方もそうですが、マジョリティの方も含めて、しっかりとそれぞれの御意見を聞きながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

【前田座長】

いかがでしょうか。非常にこのあたりって学校教育とかも関係するんじゃないかと思うんですが、松永委員、何か。

【松永委員】

学校では校則の見直しとかの話が出てきたときに、前任校になりますけれども女の子が、「スカートでないといけないのか」という声を上げました。理由としては、夏場とか冬場とかもそうなんだけれども、「ズボンのちょっと長めをはきたい」という声だったんですが、その辺から子どもたちも男だ女だっていう感覚から少しずつ考え方とか行動も変わってきてるなと思っています。普通に今、男の子がはいていたズボンをはく女の子も増えてきている。それは、標準服がある学校だったんですが、そういった形も出てきています。

それから、着替えを気にするお子さんが、やはり低学年でも増えてきています。今までは低学年も水泳のときは一緒に教室で着替えるってことが多かったんですけど、「人前で着替えるのが嫌だ」という、「裸を見られるの嫌だ」というお子さんが出てきたりとかということで、そういう声が上げられるようになってきているっていうのが一つの学校の現場で変わってきているところかなと思います。それに対して、私たちも一つ一つ対応していかなきゃいけないことだと思っています。

以前、女子トイレに行くことに抵抗があるという女の子とお子さんと出会い、大分話し合いをしました。ただその当時は、解決策はうまく見つからずに、本人や保護者と相談して本人が納得する形をとり、担任もそれを見守る形にしたんですが、そのときは大分以前の話なんですけど、私もどう対応していいのかなと非常に悩んだ経験があります。

それが今、このように声を上げられるようになりましたので、やはりその困り感を出す、困り感を受け取る、それが一つ一つの解決策になっていくのかなというふうに思っているところです。

スカートだ、ズボンだとかいう感覚から大分変わってきているなというのは感じていますけれども、まだまだ理解を深めるっていうところがこれからですね、困り感を出した子どもが、またその保護者がマイナスにならないようにというような対応を私たちもしっかりしていかなきゃいけないなと思っています。社会全体でこれから考えていくことなんですけど、その入り口となる学校現場、幼稚園もいらっしゃいますけど、声を出せるようなところからつくっていきたいなと思って、対応しているところです。

【前田座長】

ありがとうございます。米澤委員はいかがでしょうか。

幼稚園あたりのとか、親御さんに対する教育も関わってくるかなと思うんですけど。

【米澤委員】

日常的には、そういう子どもさんもいらっしゃいました。そのたびに思いやりを持ちながらやっていくというので進めておりましたが、私の会社の方でも、やはりそういう現状がありまして、どう扱っていいのかわからないという部分があったのは確かです。ですから一緒に働きながらご本人さんの困り感は非常に強かったのではないかなと思います。それから周りの方たちも気遣いが必要と言っていましたので、理解度を深められるように勉強会とか正確な情報を捉えられるような勉強の場があったらいいかと、会社ではそういう勉強会を専門家の方をお願いしまして社員教育を取り入れてやってきましたが、お互いが非常に気を遣う場面があって、今少しずつ改善されてきておりますが難しい問題だと思います。

でも、各人それぞれが理解していかないと、組織の中ではやっていけないという切実な思いでございます。なかなか綺麗ごとでは言えないというのが現実です。以上です。

【前田座長】

ありがとうございます。その理解を深めるっていうところで、例えば研修会とかしようとした時、研修の講師であるとか、そういうようなところっていうのは、男女共同参画課にご相談すればご紹介していただけるのでしょうか。

【男女共同参画課】

例えば、LGBT当事者の話が聞きたいというようなことでございましたならば、当事者、あるいは支援者団体と連携をして、いろいろな取り組みを進めておりますので、ご相談いただけましたら、そういった団体とつなぎたいと考えております。何かありましたら、ぜひご相談ください。よろしくお願いいたします。

【前田座長】

他、はいかがでしょうか。次に移ります。では16番。犯罪被害者等の問題について、生活安全課からよろしくお願いいたします。

【生活安全課】

(16) (高橋委員から出された犯罪被害者支援についての意見に回答)

生活安全課でございます。

16番でご意見をいただいております内容につきまして、犯罪被害者支援に関しまして、記載の内容についてのご意見でございました。

昨年度の実績をもとに、NPO法人さんであったり、公益社団法人くまもと被害者支援センターさ

んとの共催により、パネル展やシンポジウムなどの啓発事業を実施しておりまして、こういった事業、企画を単発で終わらずに、犯罪被害者週間が全国的に11月の末から12月の初旬にかけて展開されていますが、こういった機会を通じて定期的に開催してほしいということを希望しますということと、被害者支援のための特化条例の整備と、それらに基づく支援策の充実に期待しておりますというご意見をいただいております。

市としましては、くまもと被害者支援センターさん等の関係機関のご協力をいただきまして、この犯罪被害者週間の事業として、区役所でのパネル展示やシンポジウムの共催、市政だより等での啓発を実施しておりまして、この取組につきましては、今後も継続して協力を得ながら展開していきたいと考えております。

また、今年度、新たに特化条例として、犯罪被害者支援条例の制定を目指しておりまして、昨年からは懇話会と協議会を設け、安心して暮らせるまちづくりの一つの大事な柱として犯罪被害支援のための特化条例を制定をしてほしいといったお声をいただいております、検討を進めてきたところです。今年秋に議会への上程を考えておりまして、広報啓発の大事な事業として講演会の開催を10月末に計画しているところでございます。今後も引き続き、被害者支援の充実に向けて取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

【前田座長】

ありがとうございます。今のご回答につきまして、ご意見いかがでしょうか。

はい、甲斐委員お願いいたします。

【甲斐委員】

質問ですが、資料1-3の22ページの回答ももらったんですけど、犯罪被害者に対して犯罪加害者家族、これも犯罪被害者等の「等」の字に含まれるかという質問をしまして、その回答がよくわからないんですが、これは「含まれる」か「含まれない」かで答えてもらっていいですか。

【生活安全課】

この被害者支援の中の定義においては「含まれない」となります。

【甲斐委員】

含まれないんですね。全然ないんですね、加害者家族に対する法律というか救済制度は。

【生活安全課】

特化したものはないんですけども、これとまた別に現行では再犯防止推進計画という計画がございます、この中では施策の中で、必要に応じて加害者のご家族も含むとしております。今後また、計画の見直し等も検討しておりますので、そういった中で位置づけていければというふうに考えているところでございます。

【甲斐委員】

結構それは目に見えない、表に上がってこない部分で話は聞きますもんね。中傷されるとか、結婚できない、自殺したりとか、そういうのは、でも諸外国では、それをやったのは本人だから、家族は関係ないという考え方ですね。人権、人権と言っているけれども、その辺がどうも納得いかない。家族も全部押しなべて、加害者とみるような風潮がありますね。一つの人権と言いながら、やっぱり日本は家制度で残ってるわけでしょ。家族とか。その辺を変えていかないと。立法化していくしかないかなと個人的には思います。ありがとうございました。

【生活安全課】

ありがとうございます。人権教育・啓発施策には、この質問とまた別のところで「刑を終えた出所者等に関する人権」もございますので、そういったところも含めて、罪を犯した方、刑を終えた方や家族の方の人権についても機会をとらえて啓発をして、市民の皆様の理解を得られるような努力をしてまいりたいと思います。ご意見ありがとうございます。

【前田座長】

他はいかがでしょうか。

これ被害者の会というところで言うと、73 ページの相談件数の推移を見ると、ずっとちょっと増えてきているっていうことは、これは犯罪が増えてきているということなのか、それとも何らかこういう取り組みをする中で訴えやすくなってきたということなのか、そのあたりはどういうふうに分かれますか。

【生活安全課】

こちらの統計の内容が参考数値として、くまもと被害者支援センターさんの相談件数を参考に記載させていただいております。聞き取りによると事実誤認があったら申し訳ないのですが、特に性被害に関するご相談が増えたこと、複数回相談される方がいらっしゃいますし、あとは「ゆあさいど」と言いまして県からの委託で性暴力に関する相談の専門の窓口ができたことと、24 時間対応ができるようになったということで、相談の数が増えているということもありますでしょうし、相談できる環境が整ってきて相談のハードルが下がったというのも一つはあるのではないかと、これは推測なんですがございます。

それと、ネットなどでも相談ができるような取組も令和 2 年度から新たに展開されておりますので、少しずつ効果が相まって増えてきているのではないかと考えております。

【前田座長】

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

なかなかやはり相談に対してのハードルが高いというのか、受けてはもらっているんだけど、なかなか言いにくいというところもあると思うので、そういうふういろんなチャンネルを与えていた

だくと、ここだったら相談しようかなみたいなのができてくるのかなと思います。

他はよろしいでしょうか。

では、続きまして 20 番に移りたいと思います。虐待について、こども支援課お願いいたします。

【こども支援課】

(20) (甲斐委員から出された虐待とその研修についての意見に回答)

こども支援課でございます。事業としましては、我々「子育てほっとステーション」と呼んでおりますけれども、児童館ですとか子育て支援センターですとか、こういった施設を総称して呼んでおります。この施設の職員に対する研修の在り方ということで、ご質問としては、虐待の定義や基準が厳しくなる中で、これまでの自分たちの振り返りや気づきのために新たな研修の内容が必要であると思うということでございますが、ご回答としましては、ほっとステーションでは、市の関係機関、具体的に申しますと児童相談所ですとか、こども発達支援センターですとか、こういった機関と連携して専門職員から話を聞くような研修を毎年実施しているところでございます。今後は、さらに職員の資質向上ということで見識を広げるために、例年実施されておられます市の教育委員会が主催する人権研修、資料Ⅰに載っておりますような研修があるかと思っておりますけれども、こういった研修を受講して、その内容を全体の研修に取り入れるなどして資質向上に努めてまいりたいと考えております。以上です。

【前田座長】

ありがとうございます。今のご回答に対して、甲斐委員いかがでしょうか。

【甲斐委員】

当該施設と言いますか、実はうちの施設が虐待認定されました。どういういきさつか詳しくは言わないけれど、職員間の人間トラブルですね。どこの施設でもこれはあると思うんです。

今までは施設名も出さないし、表に出なかったけど、新聞社に飛び込んでいってスタートしました。それからテレビ局、最後は警察まで。それで、こちらも被害がありました。その中で徹底的に虐待を洗い出すという形で、それは出てきますよね、絶対。で、認定されました。認定されて、それに対して改善計画を出して対応していくんですが、その途中でマスコミ被害がありました。1週間続くと皆おかしくなって、病院とか行きました。子どもたちを外に出せない、外に連れて行くと子どもが泣いただけで「あそこは虐待した施設だ。また、何か虐待している。」とか言われて。皆、おかしくなりました。今、落ち着いたけれども、辞めた職員もいるし、家族に「あんな所には勤めるな。」と言われて。これこそ人権侵害にあたると思うんです。

そういうこともあるのを分かってもらいたい。ちゃんと、いろいろ見直してちゃんとやってます、今。前からちゃんとしてたんですけど。ただ報道の中では、毎日日常的に子どもをたたいたりとかもありましたが、うちは 0 歳から 2 歳の子ども、赤ちゃんを預かっている施設でそんなことをするのか、そんなことを載せられて、ガックリというか「今までやってきたことは何だったんだろう」と思いました。

そういう実態を知ってもらって。研修もそうですけど、なかなか自分のところで外部講師を呼んで

やっても案外、職員にすーっと落ちていかない、だからこういう形で市の方で主催する、よその施設も来る研修の中に一緒に入って合同でやると刺激も違うかなと。こういう意見を言いました。よろしくお願いします。

【こども支援課】

ご意見ありがとうございます。今、委員おっしゃられたとおり、こういった研修に参加することで、施設の横のつながりとかお互い共有するとか、いろんなつながりも生まれてくるのかなと、そういった点でも非常に有効なのかなと考えておりますので、今後も進めていきたいと思っております。

【前田座長】

ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

こちらは、いろんな研修というようなところなんですけれども、やはり今のマスコミ対応であるとかですね、そんな対応の部分も非常に大きな部分だなというところは思いますから、誰に対して何を発信するのかとかいうあたりがですね。他はよろしいでしょうか。

では次に 24 番に移ります。障がい福祉課お願いいたします。

【障がい福祉課】

(24) (佐々木委員から出された障がい者虐待防止についての意見に回答)

障がい福祉課でございます。

今回、障がい者虐待防止研修に関するご質問にお答えしているところでございます。

当課の回答といたしましては、障がい者虐待が起こった場合の通報義務につきまして、通報することにハードルを高く感じる方は多くいらっしゃるんじゃないかなと思っております。

そのような方のために、今後、相談しやすい体制づくりや障がい者虐待があった際は、通報ではなく相談でも構いませんので、まずは障がい者虐待防止センターのほうに連絡、相談をいただきたいことを研修などを通じまして周知を図っていききたいと思っております。以上です。

【前田座長】

ありがとうございます。今のご回答につきまして、佐々木委員いかがでしょうか。

【佐々木委員】

ご回答ありがとうございます。

やはり、職場で周りにとって当たり前にやってることとかだったらおかしいなって思っても、自分の考えや判断の方がおかしいのかなと、通報していいのかなって悩むこともあると思うし、メール告発するというのはそれは日常生活の基盤を揺るがすことにもなりかねないので、ハードルを高く感じる人は多くいるんじゃないのかなと思います。

だから、今、ご回答いただいたように、まずは相談していいんだよということを周知できればもっといろんな問題が表に出て来ると思うし、一番大切なのは問題が解決することだし、そこにいらしゃる

障がいのある方が安心して生活できることが大切なので、そのための柔軟な対応をお願いしたいと思います。

【障がい福祉課】

はい、ありがとうございます。

引き続き当課といたしましては、相談があった時には柔軟な対応ができるように努めてまいります。

【前田座長】

他はいかがでしょうか。

他のところも結構、相談でいろんな対応をされているというところで、通報となるとなかなかハードルが高いところもあるので、何かあれば気軽に相談できるというようなところ、そこが第一歩かなというふうに思います。

よろしいでしょうか、他は。よろしければ 29 番の方に移りたいと思います。こちらは、必由館高等学校をお願いいたします。

【人権教育指導室】

(29) (民長委員から出された必由館高校における LGBT についての意見に回答)

必由館高等学校に代わりまして、教育委員会人権教育指導室から回答させていただきます。

内容といたしましては、取組等、実施回数も増えながらも充実しているという中で、10 の残存する課題の中に LGBT に関する記載がありましたということ、様々な面で大きな課題を抱えていると考えているということで、具体的な取組等あればお聞かせくださいということであります。

回答といたしましては、入学の時に自ら自認する性への要望があった場合、管理職を含む関係職員で聞き取り、後日、入学時にできること、今後の課題について、保護者、生徒、学校で共有している。学校の対応としては、制服について、これまであった女子の制服、男子の制服を A タイプ、B タイプに改め、誰でも自由に制服を選べるよう変更した。

現在の課題は、更衣室、トイレ、宿泊を伴う集団活動での部屋割の3点がある。今年6月23日に LGBT 理解増進法が施行されたものの思春期である生徒、保護者の理解がどこまで得られるかが大きな課題であるです。以上です。

【前田座長】

ありがとうございます。

今のご回答に対しまして、民長委員いかがでしょうか。

【民長委員】

回答いただきありがとうございます。

昨年と同じ質問をさせていただいたんですけども、昨年に比べて非常に実施回数も増えて、

内容も毎年毎年充実していらっしゃるんですけど、より一層の充実を感じた次第です。

LGBTに関する回答がありましたけれども、やはり一番高校生というこの大事な時で多感な時に、非常にその気持ちの問題、そこを今お聞きして、サポートの度合いが進んでいらっしゃるんだなと思ってすごくありがたいと思いました。

また、更衣室、トイレ、宿泊研修、そういうことに関しましての残存する課題ということが今ありましたけれども、もし今の取組をしよう、またやってみようと考えていらっしゃる事があれば、また引き続きお伝えいただければと思います。

【前田座長】

何かございますでしょうか。

【人権教育指導室】

ありがとうございます。

今、委員からいただいたことにつきましては、必由館高校校長にも伝えます。喜ばれると思います。

管理職とともに、相談があった生徒とともに話し合いながら、ゆっくり進めていく段階でございます。更衣室、トイレ、宿泊を伴う集団活動等の取組についてもいろいろ進めてはおりますけれども、まずは、ご本人、当事者の方と管理職の方がしっかり話し合いながら、そしてメリットと、そして危険にさらされるところを考えながら取り組んでいるというふうなところでございますので、全体を通しての生徒への指導、これをしながら、さらに個別の指導っていうのを乗せていくような形で、必由館高等学校のほうがされておられます。すごくやはり学校も親身に子どもたちのことについて取組をされておられますので、取組について教育委員会の方にも相談もされておられます。

そして教育委員会のほうでも、人権教育指導室や指導課の方とも考えながら、学校全体と保護者全体の在り方と、そしてその子どもを一番守るという視点で何がいいかというようなところで考えているところであります。

具体的にはこれをするというふうなところで、今出せたらいいんですけども、やはり生徒そしてその保護者が、そして、一番は当事者の方の命を守る、この守るということを丁寧に丁寧にやっていくということで共通理解を図っていくところでございます。以上です。

【民長委員】

回答ありがとうございます。非常に丁寧に対応されていらっしゃると聞いていて思いました。

ただ私ですね、何度か当事者の方のそういう講演会とかも聞いて、もう本当に涙も出ないような、そういうすごい壮絶なお話とかを聞いて、非常に心を痛めたことが何度かありますので、このような形で例えば個人でそのようなやり取りをされて、行く行くはその方が、学校全体で社会全体で少しでも楽に生きていけるようなそういうシステムになっていけたらいいなというふうに考えておりますし、または、学校も高校だけではなくてやはり小、中、幼稚園だったりとかそういうところからも考えていかなければいけないのではないかなと思いました。以上です。

【前田座長】

ありがとうございます。先ほどの15番のところのご質問とも非常に関係するところかなと思います。先ほど松永委員も言われましたように答えがあるわけではないので、一つ一つ本当に丁寧に対処していくことでどういう方法がいいのかっていうのが見出していけるのかなと思います。本当に丁寧に対応されているのを感じましたので、ぜひ、またそれで続けて、やっぱり個別で対応していくところかなと思います。

【松永委員】

高校生にこうやって早い段階で指導されるのはとてもいいことだと思うんですけど、自分の経験からしてですね、先ほどの校則を見直して、女の子がズボンををはくってということにはみんないいんじゃないって話だったんですけど、男の子が「自分はスカートをはきたい」って言ってきたので、私のほうは、「お母さんとちょっと話をしようかね」ってということで話をしたら親御さんのほうがビックリされて、どうやったらいいんだろうかということで非常に悩まれました。

私もいろいろ関わりましたが、そういったとき児童本人もそうなんだけれども、親御さんの感覚とか、意識の改革も必要じゃないかなと思いました。ちょっとこういう高校生だけにとどまらず、小学校にも保護者にも、こういう啓発なんかもこれから必要になっていくんじゃないかなと思ったところで

【前田座長】

ありがとうございます。人権教育指導室の方から。

【人権教育指導室】

ありがとうございます。

松永委員がおっしゃるとおりでありまして、女性が男性のズボンををはくってということに関してあまり異論はないんですけど、生物学的な男性がスカートををはくということに関して、結構ストレートに違和感を感じる方というのは多いようで、その差というのは、私たちの偏見、性に対する偏見、男らしさですとかそういうところだと思いますので、正していかなければいけないかなと思っています。

この件につきましては、必由館高等学校はじめ熊本市教育委員会のほうで、保護者啓発というのはとても大事になりますし、実は金曜日に性的マイノリティーに関しては、渡辺大輔先生という全国でも屈指の先生が熊本市立の先生から私立の幼稚園、小学校、中学校、高校の先生方、だいたい1,400人の先生方たちにご講演をいただきました。

その中で、いろいろなことを考えながら当事者の方も悩んでおられるけれど、一番大事なのは先ほど松永校長先生がおっしゃったように、先生に相談できる人間関係を先生が作ってください、そして、一番ハードルが高いのが保護者。どういうふうに話すかというようなところも先生とか友だちと相談しながら話のできるような関係づくり、作ってくださいというようなことがありましたので、やはり、その子を囲む人たちとの信頼関係をいかに作っていくかっていうのが大切かなと考えています。その上で、保護者啓発にもこれから力を入れてまいりたいと思っています。以上です。

【前田座長】

ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最後の 32 番に移らせていただきます。こちら DV 相談件数に関して男女共同参画課をお願いします。

【男女共同参画課】

(34) (谷口委員から出された DV 相談についての意見に回答)

男女共同参画課でございます。

中央区の DV 相談件数が、他の 4 区に比べて少ない理由と DV 相談後の対応についてのおたずねです。

男女共同参画センターはあもにいに、もともとありました相談室を男女共同参画課へ移設したことに伴いまして、本庁舎内における DV 相談業務を当課の相談室へと一元化いたしました。

これにより中央区の福祉課などで受けた相談の内容が、DV に関することであれば当課の相談室を御案内いただくことになっております。これにより中央区の DV 相談ケースの実績は少なくなっております。

また、DV 相談を受けた後の対応についてですが、それは相談内容の緊急性によって異なります。緊急性が高い場合は、安全確保が最優先となります。警察への通報ですとかの相談を相談者の方へはお勧めしております。また、一時保護所や民間シェルターなどへの避難も検討をします。

緊急性が低い場合は、まず問題を整理して、相談者ご本人の希望に応じて適切な機関へとお繋ぎをいたします。相談者の方は自分がどうしたらいいのか、わからない状態でいらっしゃることも多いです。相談者ご自身が判断できるよう、一緒に考えていく必要がありますことから、継続的に支援を行うことも多くなります。

最終目標といたしましては、被害者である相談者が、自分の問題を解決できるような行動を自分自身で決定できるようになることを目指して対応をしております。説明は以上です。

【前田座長】

ありがとうございます。これにつまましていかがでしょうか。谷口委員いかがでしょうか。

【谷口委員】

ご回答ありがとうございました。中央区が少ないという理由がよくわかりました。

それと、相談後の当事者への適切なご対応をされているということもわかりましたし、その上に、継続をずっとしていただくということなんですけれども、長い方でどれ位継続期間というのはございますでしょうか。

【男女共同参画課】

個別のケースの期間、今ここでは把握しておりませんが、ずっと継続して、それこそ年単位で引き

続きご相談いただくこともございます。

【谷口委員】

なかなかこのDVなどの相談というのは、本当は相談したいけど、これを言うことによって自分が何か被害を被るんじゃないかと、そういうことを思われる方もいらっしゃいますし、なかなか相談しにくいケースなんだろうと思うんですけども、そこはやっぱり相談を受けてくださる方の信頼関係によって、その方が少しでもそういうことの悩みから解放されていって、日常生活ができるようになればいいなとすごく思っています。先ほどご説明いただきました機関に繋げていただくというのはとても大事な事かなと思っておりますので、今後ともどうかよろしくお願い申し上げます。

【男女共同参画課】

ありがとうございます。引き続き相談者に寄り添った対応に努めてまいりたいと思います。

【前田座長】

他はよろしいでしょうか。

何かすごくやっぱりDVに関しては警察との関係もありますので、そこでしっかり連携が取れてることで安心して生活できるっていうところもあります。是非また、サポートをよろしくお願いいたします。

では、これで全部の質問を終了いたしましたので、ここで議事(1)については終了したいと思います。よろしいでしょうか。

議事（2）

【前田座長】

それではただ今から、議事(2)の人権教育啓発基本計画の中間見直しに対するご意見、ご要望について、こちらの議題としたいと思います。

まず事務局に概要の説明をお願いし、その後各委員からご意見、ご要望をいただきたいと思います。事務局、よろしくお願いいたします。

【事務局】

資料2について説明

【松永委員】

人権教育って、いろんな立場があって、いろんな置かれている立場で、対応が変わってくるかと思っています。発達段階だとか、ここにいらっしゃるそれぞれの、私は学校ですし、企業であったり、施設

だったらそこでの対応も求められると思います。やはり先ほどから私も何回か申し上げてますが、きついんだとか大変なんだ、困ってるんだって言える環境をつくっていきたいなというふうに思っています。「我慢せなんとよ」なんていうのは、もう、こどもたちにもさせたくないなと思ってますし、そういった声をあげることで、ちょっと今、こどもたちが困ったときに声を上げることが大事だと思います。資料に載っているスクールカウンセラーにといった相談の話など出てきますけど、なかなかすぐ対応が出来ない状況もあるんですね。委員会の方もいらっしゃるので、十分おわかりかと思いますが、今困ったっていう時にどれだけ対応ができるかっていうところが、これから考えていかなくちゃいけないことではないかと思っています。虐待の話もさっきでてきましたけれども、場合によっては、大変だと思って、いわゆる保護観察かなと思うんですけど、こどもたちが帰りたいと言ったので帰ってきたとか、現状はどうなんだろうかと心配するケースなんかもあります。そういう声を上げたときに、上げる勇気もそうなんですけど、上がったときに私たちがどう対応できるかということと、単独でできることは限りがあるので、いかにこの連携を図るかという、そのためのこういう会議だと思いますし、基本計画だと思いますので、ニーズに応じた形にしていこうというのがとても大事じゃないかなと改めて思ったところです。

【前田座長】

ありがとうございます。続きまして米澤委員お願いします。

【米澤委員】

毎日、こどもたちの命と向き合いながら仕事をしています。こどもの人権というのが、今、とても侵されているような気がするんですね。少子化でこどもたちが少ないと言うけれど、実際には、今もこどもたちの命が、もう少し早い対応であれば救えたんじゃないかなと思うことがあります。本当に、こどもの命の大切さというのは、私どももいろんな形で学びながら、保護していかなければいけないなと思いますけど、救える命は何かしてみんなで救えないかなと私は心を痛めながら先生たちといっしょに考えています。どうぞ、こどもの命、人権は大事だと思っておりますので、みなさんといっしょに、学べたらいいなと思っております。そのために、いろんな情報を共有したり、勉強会のお話をいただいたりというのが必要ではないかなと改めて感じております。

【前田座長】

続きまして、村山委員お願いします。

【村山委員】

私前回もちょうと申し上げましたけども、認知症者っていうのはですね、この分野別人権問題の中では、3番の高齢者に関する人権問題の中に高齢者の認知症という言葉が入っております。今、認知症といいましても高齢者だけじゃなく、若年性のもですね、40代とか、30代で発症する人もいらっしゃいます。特に、家庭の大黒柱だったら大変で、家庭での生活に困っていると、職場でもやはり阻害されたりとかいろんな問題が起こってるみたいで、熊本県の認知症コールセンターって

うのがございますけど、そこの相談件数とか聞いてみましたところ14件ぐらいの方の対応をなさってるということで、じゃあ、若年性の認知症については、どこが担当されてるんかって言ったら、高齢福祉課でもなさそうだし、障がい福祉課でもなさそうだし、何かちょっと、宙に浮いているような感じがしております。私は希望として、分野別人権問題の取組の中に、もう「認知症者の人権」というのを独立して入れてもらいたいというのが私の希望でございます。それと疑問というか質問でもあるんですけど、この分野別人権問題の取組に1から20の項目がございます。この中で熊本市にこういう方が間違いなくいらっしゃいますというのが、例えば北朝鮮当局による拉致被害者というのは理解できるんですけど、15番のアイヌの人々に関する人権問題って、熊本市にアイヌの方が本当にいらっしゃるのかなというのが非常に疑問で、もし本当にいらっしゃるんだったら、アイヌの人々に関する人権問題を取り上げてもいいんですけど、熊本市にいらっしゃらないよというのでしたら、熊本市としてのですね、人権問題の取組に入れるという必要があるんだろうかなというのは、私自身ちょっと非常に疑問に思ってる次第であります。以上です。

【前田座長】

いかがでしょうか。

【事務局】

はい。今、アイヌの人々の人権問題ということでございますが、こちらは国の施策の中で統一してアイヌの人々の人権に関して差別解消の法律ができておりまして、全国各自治体同様に行っておりますので、実際、熊本市と北海道が関係あるかっておっしゃられれば、遠いところですので、あまり関わることは少ないかもしれませんが、人権に関して、全国的に行われていることに関しては、同じく、等しく人権問題として知っておいていただきたいということで計画にあげているところです。

【村山委員】

わかりました。

【前田座長】

続きまして加藤委員をお願いします。

【加藤委員】

市民の意識調査の概要ということで、基本的に2000人で実施されていますが、前回の平成30年度の有効回収は749人となっていますけど、749で熊本市の市民の意識が図れるのかと思ったんですけども、2000人というのは基準があるのかというのと、多分、回答はこんな37.9%ぐらいの回答なら、もう少し出す時に多く出して、もうちょっと数の多いを調査が出来たらと思うんですけども。まあしかし、私も何かの根拠を持っているわけではないんです。749人の意識調査でわかった内容と、これが2000人での調査結果で、どれだけ熊本市73万の市民意識がとれているのかわかりませんが、それにしてももうちょっと多くていいのかなと思ったもんですから。何か意

見がありましたらどうぞ。

【事務局】

アンケートにつきましては、こちら毎年市の総合計画アンケートをとっておりまして、こちらは5000人対象となっております。統計上でいくと、約300人でも統計がとれるっていう話になっていますが、約30%の回答率あればですね、ほぼ有効な調査であると判断しております。

【前田座長】

ありがとうございます。では、次は門田委員お願いします。

【門田委員】

議事(1)の先ほどの議論の中で、人権教育指導室の方がおっしゃられた全体への啓発と個別の対応というところの部分が大変印象に残っておりまして、個別の対応というのは障がい者の方の件もありましたと思いますが、相談できる空気をつくりましょうと。そのために相談というか信頼関係というか、親密に関わりましょうというのもそのとおりだと思います。全体への啓発というのがやっぱり一番難しい問題なのかなというふうに感じました。弊社においてもですね、障がい者の方がいらっしやまして、その方ともよく相談を受けて対応してるんですけども、一方でこのLGBTの方っていうのはじゃあどれだけ弊社の中にいるんだろうかっていうのはですね、一般的には7人に1人とかっていうふうに言われてますけども、カミングアウトした方っていうのはちょっと弊社にはいらっしやらない。そういうのは、何かどうぞ、どうぞ、カミングアウトしたらというものではないと思うんですけども、そういうカミングアウトしても公平に扱われるというそういった信頼がないと、そういったことが出来ない。そうするとやっぱりその全体への啓発っていう部分で、どういうふうに市民全体の意識を高めるかなというところかと思えますんで、そういったところにつながるような形に今後の計画というのが、推進されていけばいいかなというふうに思いました。

【前田座長】

ありがとうございました。続きまして、谷口委員お願いします。

【谷口委員】

私も、今おっしゃられた市民一人ひとりに対しての啓発活動はすごく大事なと思います。それで今日は、いろいろな話を聞いておりまして、LGBTQのこともそうなんですけれども、私たち自身の意識を変えていかなくちゃいけない。どうしても私たちは、小学校でも男の子らしくとか、そういうふうな教育を受けてきた時代でございましたので、今はそうではなくて、一人ひとりが、その人らしく生きていけるような社会になっていかなければいけないということもございます。やっぱり子どもたちに対して何かするにいたしましても、やはり大人が変わっていかなくては変わっていかないのではないかと。ということもございますし、マイノリティの方に対しても大人たちの方が理解を深めるための研修だとか学んでいかないとなかなか難しいのではないかと考えています。私は今、人権擁護委員をさせて

いただいて、いろいろと啓発しておりますが、それをすごく感じているところです。市の方でいろいろな研修をしていただいていますので、継続的に進めていただいて、私たち自身も価値観だとか変な先入観だとかあった場合には、そこを変えていくような努力をしていかなければいけないと思っていますので、市民に対する啓発を継続的にしていただくことが、私たちにとってもいろんな意味での勉強になっていくかなと感じました。

【前田座長】

ありがとうございました。続きまして、民長委員をお願いします。

【民長委員】

私もですね、この計画をみまして、やはり今のこの時代のニーズに応じた内容にしていかなければいけないのではないかと考えております。ずっと拝聴させていただいたんですけど、中には男性被害者的なことなども記載してありまして、非常に今の時代の流れに沿った内容になっているなと思っています。そして皆さんほうからも意見がありますように、やはり、一人ひとりが我慢をしないで声があげられるようなそういう熊本市、世界、社会になっていかなければいけないと思いますので、そのような形ができるようなことをですね、これからも望んでいます。

【前田座長】

ありがとうございました。続きまして、佐々木委員をお願いします。

【佐々木委員】

幅広い人権に対しての活動が行われているんだなと思いました。LGBTに該当するのかわからないんですけど、私の周りでメイクをしている男子が増えてきていて、性別のくくりというのが少しずつ緩くなってきているのかなと思っています。男の子からメイクについて聞かれることとか普通にあるし、友だちと新時代だよねって緩いくくりで話しているので、少しずつ変わってきている部分はあるのではないかなと思っています。私は車椅子で生活しているんですけど、ちょっとずつバリアフリーとか進んで便利だし、いい熊本になってきたなと思っています。こどもとか高齢の方とか、障がいのある人とか支援する対象でもあるんですけど、本人たちの意思というのはあるので、本人たちの意見を聴くことをこれからも大切にしていけたらいいなと思います。

【前田座長】

ありがとうございました。続きまして、甲斐委員をお願いします。

【甲斐委員】

「20世紀はこどもの世紀」って言っていたが、戦争があることによって、こどもたちが被害を受け、結局は20世紀は戦争の世紀で終わってしまった。そして「21世紀は人権の世紀」であります。だから、ぜひ、この人権の世紀にちなんでですね、この人権推進を進めていってほしい。一番必要なのは、

他人の人権を守ることが自分の人権を守ることと、自分の人権ということに非常に重きを置いて、私の人権をどうしてくれって言いますけど、それは他人の人権を守ることによって自分が守られているという、それは表裏一体の関係だという、そのところの理解が少ないので、その辺をちょっと強調してもらえばいいかなと思っております。

【前田座長】

ありがとうございました。では、最後に私の方から、いろいろな取組がされていまして、全部集まっていくと、いろいろなことをみんな学べるし、そして、そのことによって、自分を振り返るということにもなると思います。人権というのは、価値観があるから、そこで価値観の違いによって生じるのかなというふうに思いますと、もちろん啓発や教育っていうようなことはすごく重要なところではあると思うんですが、それは無意識の中で入ってくるというのが大切ではないかなと思います。公共広告機構が、最近、流しているのが、おぎゃーってあかちゃんの声が聞こえて、「将来の夢はパイロットです」というのが文字で出てきて、さてこれが男の子の声に聞こえたのか女の子の声に聞こえたのかという問いかけがあるんですけど、そういうところで自分の中にある無意識のバイアスというのが、先ほどのLGBTが関わっているところかなと思います。ですから、本当に届けたい人に本当に講演会とかって届かないということもあるかなと思うので、そういう意識しない中で入ってくる投げかけ方というのも、これからどんどん検討していく必要があるのかなというふうに考えています。

以上の皆様からのご意見につきまして、事務局から何かご発言等がございますでしょうか。

【事務局】

はい。委員さん本当に様々のご意見ありがとうございました。様々な人権ということで皆さんからいろいろなお話をいただいたところです。特にこどもの人権に関しましては、本年度4月から、こども局という形で、熊本市も設置をいたしまして、こどもの人権に関して、一生懸命考えているところでございますので、そういった個別の相談ですね、特におっしゃってました個別に相談ができる場所は、まずは必要だということもありますし、その現場の中でというのが重要なことと思っておりますので、市全体で考えていきたいと思っております。それと、前田座長からもありましたように、やはり意識のないところから人権につながっていく、意識につながっていくということはとても重要なことと思っております。繰り返し繰り返し私ども研修を行っていますので、研修をしっかりと心の中に刻んでいくというのが重要なことと思っております。これについては、継続して、人権教育・啓発ということで、研修、啓発を行ってまいりたいと思っております。

これから、皆様のご意見もあわせまして、中間見直しに向けて考えてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【前田座長】

どうもありがとうございました。では、丁度時間となりましたので、以上で予定しておりました議事をすべて終了いたしました。委員の皆様には、長時間に渡りありがとうございました。では、マイクを事務局にお返しします。